

北九州市手数料条例の一部改正について（消防局所管分）

1 改正理由

「第12次地方分権一括法」（令和4年5月20日公布）により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）が改正され、権限の一部が「指定都市の長」に移譲されることとなった。

現行の北九州市手数料条例には、液石法に定める申請の審査等に係る手数料が規定されていないため、新たに追加するもの。

2 改正内容

液石法に定める事務の手数料を追加する。

（別表関係）

		手数料を徴収する事務	金額
販売	販売事業登録	販売事業の登録	31,000円
		登録簿の謄本の交付	630円
		登録簿の閲覧	460円
	保安業務	保安機関の認定	34,000円+6,900円× 保安業務区分の数
		保安機関の認定更新	14,000円+6,900円× 保安業務区分の数
		一般消費者等の数の増加の 認可	20,000円+6,900円× 保安業務区分の数
	保安の確保の 方法等の認定	一般消費者等の数が 1,000戸未満	55,000円
		一般消費者等の数が 1,000戸以上10,000戸未満	80,000円
		一般消費者等の数が 10,000戸以上	98,000円
施設	貯蔵施設 又は 特定供給施設	設置許可	21,000円×施設数
		変更許可	15,000円×施設数
		設置の完成検査	31,000円×施設数+5,800円× 完成検査合格施設数
		変更の完成検査	24,000円×施設数+5,800円× 完成検査合格施設数
充填 設備	充填設備	設置許可	28,000円×充填設備数
		変更許可	17,000円×充填設備数
		設置の完成検査	36,000円×充填設備数
		変更の完成検査	27,000円×充填設備数
		保安検査	27,000円×充填設備数

※金額は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定められた額と同額

3 施行期日

令和5年4月1日（液石法改正の施行日と同日）